

TAHARA 商工会だより

2017-1
No.183

発行：田原市商工会 〒441-3421 田原市田原町倉田10番地2 TEL.22-6666(代) FAX.23-0419
URL <http://www.tahara.or.jp/> メールアドレス：tahara@tahara.or.jp

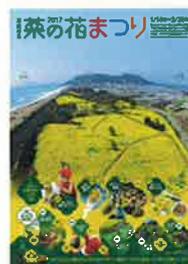


新年明けまして
おめでとうございます

本年も
どうぞよろしく
お願い申し上げます

開催期間：平成29年1月14日(土)→3月31日(金)

渥美半島菜の花まつりが始まります。
期間中、特産品及び菜の花関連の商品や飲食ブースの出店をはじめ、
菜の花狩りや菜の花の大迷路なども楽しむことができます。



1 月 号 紙 面 紹 介

- ・田原市商工会河合会長あいさつ P.1
- ・田原市山下乡長あいさつ P.1
- ・秋の褒章受賞者が発表されました P.2
- ・理事会の報告 P.2
- ・新規加入会員のご紹介 P.2
- ・商工会各支部恵比寿講開催 P.2
- ・愛知県の特定(産業別)最低賃金
改正のお知らせ P.2
- ・5 S研修及びトヨタ自動車見学 P.3
- ・女性部コーナー P.3
- ・確定申告書の早期提出について P.4
- ・決算・確定申告個別指導会のご案内 P.4
- ・雇用保険の適用拡大等について P.4
- ・キャリアアップ助成金のご案内 P.5
- ・平成29年東三河合同企業説明会参加企業の募集 .. P.6
- ・東三河学生就職NAVI2018掲載企業の募集 P.6
- ・小規模事業者持続化補助金の募集期限迫る！ P.7
- ・小規模企業共済制度のご案内 P.7
- ・今後の行事予定 P.7

新年のご挨拶

田原市商工会長 河合利則



新年明けましておめでとうございます。
皆様方におかれましては、平成29年の新春を健やかにお迎えのこととお喜び申し上げます。

また去年は、田原市商工会創立130周年を無事に迎えることが出来ましたことを心からお礼申し上げます。

さて、我が国経済は上向き傾向にあるものの、地方の小規模事業における経営環境は依然として厳しく、景気回復の実感が得られていないのが実情であります。また第4次産業革命と言われる「I o T (Internet of Things)」や本格的な人口減少社会への対応もこれからは真剣に考えていく必要があります。

このため当商工会と致しましては、昨年以上に小規模事業者への持続的な発展に重点を置いた伴走型の事業者支援体制を強化し、経営状況の分析、事業計画の策定・実施、販路拡大などを推進します。また経営力強化のためのセミナーをはじめ、小規模事業者持続化補助金の活用推進や田原創業支援ネットワークを活用した創業支援に努めるとともに、地域活力向上への積極的な貢献に邁進する所存であります。

結びになりますが、本年の干支『酉』という文字は、酒つばから表意されたもので「実る」という意味が込められています。これに因み、皆様方にとりまして実りのある飛躍の年になりますよう心からご祈念申し上げ、年頭の挨拶とさせていただきます。

田原市長 山下政良



新年明けましておめでとうございます。田原市商工会員の皆様には、輝かしい新春を健やかにお迎えのことと心からお喜び申し上げます。平素は、商工業の振興と発展のために多大なご尽力をいただくとともに、市政に対し、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近年の景気は、一部に弱さも見られるものの緩やかな回復基調が続いていますが、海外経済の不確実性やこのところの為替・金融資本市場の大きな変動による影響が懸念され、中小企業の経営は依然として厳しい環境にあります。

このような状況の中、本市といたしましては地域経済の活性化のため、平成27年度に策定した創業支援計画に基づき、田原市商工会をはじめとした、創業支援ネットワークの方々と連携し、企業・創業を目指す方の掘り起こしやサポートに取り組んでおります。

また、借り入れ資金に対する利子補給率の引き上げを継続し、事業者の皆さんの経営の安定化を図るとともに、地域資源の活用や田原市の知名度向上を目的に渥美半島たはらブランド認定事業やふるさと納税返礼品の充実なども実施しております。

今後も、商工会をはじめ、産・学・官の連携により事業者の皆様のチャレンジを積極的に支援する体制を構築し、持続性の高い地域づくりに取り組んでまいりますので、引き続きご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、田原市商工会の一層のご発展と会員の皆様のご多幸とご繁栄を心からご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

秋の褒章受賞者が発表されました

平成28年11月2日(水)に秋の褒章が発表され、多年にわたり仕事に励み、人々の模範となる人をたたる黄綬褒章に当商工会会員から次のお二人が受賞されました。

- ・磯田 義人 [磯田園製茶会長]
- ・原 蘭 義 秀 [阿倍川開発田原事業所長(元田原鉱産社長)]

理事会の報告

第5回理事会

- 開催日時 平成28年12月7日(水)午後3時
- 開催場所 田原市商工会館2階研修室

第1号議案 新規会員加入承認について

第2号議案 華山の郷土ふれあいまつりの反省について

報告事項 (1)ホームページの改修について (3)「ベジフル田原」ブランド認定制度の概要について
(2)新春懇談会について (4)今後の事業・会議等について

新規加入会員のご紹介

事業所名	事業主名	地区	業種
堀部設備	堀部昭俊	東部・六連地区	建設業
豊鉄タクシー(株)田原営業所	小川健司	神戸・大草地区	運送業

商工会で恵比寿講が開催されました！

各支部で恵比寿講が開催されました。商売の神様とされるえびす様を祀り、商売繁盛とご健勝を祈願しての拝礼をし、その後懇親会に移りました。



東支部恵比寿講
11月25日(金)
めっくんはうす



北支部恵比寿講
11月18日(金)
浦区ふれあいセンター



中支部恵比寿講
11月25日(金)
こも天



西支部恵比寿講
11月17日(木)
マルト清水店



南支部恵比寿講
11月22日(火)
鈴木屋

愛知県の特定(産業別)最低賃金改正のお知らせ

平成28年10月1日に改正された「愛知県最低賃金 時間額845円」と併せ、愛知県内の特定の産業に適用される7業種の特定(産業別)最低賃金について、平成28年12月16日から改正された金額が発効しました。

特定(産業別)最低賃金 【時間額】		効力発生日:平成28年12月16日	
鉄鋼業	926円	輸送用機器製造業	904円
はん用機器製造業	896円	各種商品小売業	847円
精密機器製造業	856円	自動車(新車)小売業	888円
電気機器製造業	867円		

【お問い合わせ先】 愛知労働局労働基準部賃金課 ☎(052)972-0257

5S研修及びトヨタ自動車田原工場見学

11月18日(金)トヨタ自動車田原工場にて、「5S研修及びトヨタ自動車田原工場見学」を開催し、田原市商工会女性部員と女性会員を合わせて21名の方に参加を頂きました。

当日は、始めに田原工場内考動センターにて、トヨタ自動車(株)田原工場 工務部長 山崎義雄氏からスライドを見ながらの講義を拝聴しました。5Sとは、「整理、整頓、清掃、清潔、躰(しつけ)」の頭文字Sから5S活動と呼ばれていますが、今回の講義では「整理、整頓、清掃、清潔」に重点を置いた内容となっていました。次に工務部の担当者様に、「小規模事業者や商店で実践する場合」を想定した在庫管理や保管方法の改善提案を実演して頂きました。お店の商品(ミカンのサンプル)や年度別に色分けしたファイル等のサンプルを使いながら、たいへん理解しやすい、すぐに実践できそうな気付きが盛り込まれた講義となっていました。

その後「レクサス組立工場」に移動して、生産工程を歩いて見学しながら生産現場での活動の仕組みや改善方法を説明していただきました。

最後の質疑応答では「工場の整理、整頓、清掃はいつ行っているのか」、「標準どおりに行っていてミスが出た場合の対処について」、「従業員はいつ、どのように改善を提案しているのか？」等積極的な質問が出されていました。

参加者からは「サンプルを使った説明がたいへん分かりやすかった」、「帰ったら早速整理・整頓を始めたい」、「まずは年末の大掃除をがんばらないと」等の感想が寄せられ、有意義な研修とすることができました。

5S(4S・5定)とは

◆4Sとは?意味は?		◆5定とは?意味は?	
整理 seiri	いる物といらぬ物を区別し、いらぬ物を処分する	定路	人と物を区画 (歩く場所を明確にする)
整頓 seiton	決められた物を決められた場所に置き、いつでも取り出せる状態にしておく	定量	必要量 (最小/最大を決める)
清掃 seisou	常に掃除をして、きれいに保つ	定置	取り出し易い場所 (置場を決める)
清潔 seiketsu	整理・整頓・清掃の3Sを維持する	定名	物の名称が分かるようにする (探す「ムダ」を無くす)
◆4Sをする目的は? 正常・異常を分かり易くする (異常とは・・・標準、ルールに対し外れる事)		定色	色を決める (一目で分かるように色をつける)



女性部コーナー

○街頭交通安全キャンペーン活動報告

日時 平成28年12月6日(火)午後3時～
場所 三河田原駅前交差点付近



年末の交通安全県民運動期間中に、田原警察署・交通安全協会田原支部・田原市役所市民協働課様のご協力を頂き、三河田原駅前交差点付近にて行いました。参加された常任委員さんは、「安全運転をお願いします!」などのかけ声とともに、ドライバーに啓蒙品を配布しながら飲酒運転撲滅を呼びかけました。



○女性部員懇親会開催の報告

日時 平成28年12月14日(水)午後6時30分～
場所 鈴木屋

毎年恒例の部員懇親会が地元金融機関の方々を迎え赤羽根の鈴木屋さんで開催されました。今年もおいしい食事をいただきながら、おしゃべりと笑顔いっぱいの楽しい懇親会となりました。

確定申告書の早期提出について

決算・申告時期が近づいてまいりました。確定申告の早期提出に向け、記帳等の資料は早めに整理しましょう。また、商工会において記帳機械化を行っている会員の皆様には、記帳決算関係書類を早急に提出いただきますようお願いいたします。

確定申告期限は、3月15日(水)です。

※確定申告期間は、平成29年2月16日(木)から3月15日(水)迄です。

決算・確定申告個別指導会のご案内

本年度も所得税決算・確定申告、消費税申告の指導会を下記のとおり開催致します。

日	時	平成29年2月16日(木)、平成29年2月17日(金) 平成29年2月22日(水)、平成29年2月23日(木) 平成29年2月28日(火)、平成29年3月1日(水)
時	間	午前9時～午後5時
場	所	田原市商工会館 小会議室
講	師	東海税理士会豊橋支部 派遣税理士
内	容	・所得税 決算・申告書の作成を指導 ・消費税申告書の作成を指導
指	導	料 無 料

※先着申込順に指導日時を調整させていただきます。また、定員数や対象規模の関係上お断りする場合がありますので、ご了承下さい。

※時間が限られているため、各自で出来るところは進めてきて下さいますようお願い致します。

予約制となりますので希望される方は、商工会事務局（☎22-6666）までご連絡下さい。

雇用保険の適用拡大等について

～平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります～

雇用保険の適用拡大について

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります（平成28年12月末までは、「高年齢継続被保険者」（※1）となっている場合を除き適用除外です。）。

○平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合

雇用保険の適用要件（※2）に該当する場合は、事業所管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」（以下「資格取得届」という。）を提出（※3）してください。

○平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

雇用保険の適用要件（※2）に該当する場合は、平成29年1月1日より雇用保険の適用対象となります。事業所管轄のハローワークに「資格取得届」を提出（※4）してください。

○平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者（※1）である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

ハローワークへの届出は不要です（自動的に高年齢被保険者に被保険者区分が変更されます。）。

（※1）65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者。

（※2）1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがあること。

（※3）被保険者となった日の属する月の翌月10日までに提出してください。

（※4）提出期限の特例があります。平成29年3月31日までに提出してください。

～平成29年1月1日より、育児休業・介護休業給付金の要件を見直します～

【育児休業給付金】

○育児休業給付金の対象となる子の範囲について

養子縁組里親、養育里親等も育児休業給付金の対象となります。

○有期契約労働者の育児休業支給要件について

有期契約労働者は、育児休業開始時点において、「①事業主に引き続き雇用された期間が1年以上ある、②子が1歳以降も雇用継続の見込みがある、③子が2歳に達する日まで更新されないことが明らかでない」という要件を満たす必要がありますが、このうち、②の要件は廃止となり、③の要件は「2歳⇒1歳6か月」に緩和されます。

【介護休業給付金】

○対象家族の拡大

祖父母、兄弟姉妹、孫は「同居かつ扶養」の場合が対象でしたが、「同居かつ扶養」の要件を廃止します。

○介護休業の取得回数について

介護休業給付金は、同一の対象家族・同一の要介護状態の場合、原則1回、93日を限度として対象としていましたが、通算93日分を最大3回まで分割して取得することが可能になります。

○有期契約労働者の介護休業給付支給要件

有期契約労働者は、介護休業開始時点において、「①事業主に引き続き雇用された期間が1年以上あること、②93日経過後も雇用継続の見込みがある、③93日経過後から1年を経過するまで更新されないことが明らかでない」という要件を満たす必要があるが、②の要件は廃止となり、③の要件は「1年⇒6か月」に緩和されます。

※平成28年8月1日以降に開始した場合の給付率を上げました（賃金の40%→67%）。

【お問い合わせ先】 八〇ーワーク豊橋 ☎0532-52-7191

キャリアアップ助成金のご案内

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、**正社員化の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

正社員化コース

助成内容	助成額（ ）は中小企業以外の額
有期契約労働者等を ・正規雇用労働者・ 多様な正社員等に転換 または ・直接雇用した場合	①有期→正規：1人当たり60万円(45万円) ②有期→無期：1人当たり30万円(22.5万円) ③無期→正規：1人当たり30万円(22.5万円) ④有期→多様な正社員(勤務地・職務限定、短時間正社員) ：1人当たり40万円(30万円) ⑤無期→多様な正社員：1人当たり10万円(7.5万円) ⑥多様な正社員→正規：1人当たり20万円(15万円) ※派遣労働者を派遣先で正規雇用等として直接雇用する場合、 ①③1人当たり30万円(中小企業以外も同額)加算 ④⑤1人当たり15万円(中小企業以外も同額)加算 ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者雇用促進法に 基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合 ①1人当たり10万円(中小企業以外も同額)加算 ②～⑤5万円(中小企業以外も同額)加算 ※勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、 ④⑤1事業所当たり10万円(7.5万円)加算

◆詳細なパンフレットは、厚生労働省ホームページでご確認ください。

◆お問い合わせ先：愛知労働局 あいち雇用助成室 ☎052-688-5758

平成29年東三河合同企業説明会 参加企業の募集

【豊橋・豊川・蒲郡商工会議所、新城市・田原市商工会の共同開催】

平成30年3月卒業見込みの学生(大学生・短大生・高専・各種専門学校生)を採用予定の事業所で、以下の要領にて参加企業を募集しています。

■日程等

開催日時	会場	締切日	定員
【No.1】平成29年3月22日(水)	ロワジールホテル豊橋	開催日の約1月前	150企業
【No.2】平成29年5月16日(火)	ロワジールホテル豊橋	開催日の約1月前	150企業
【No.3】平成29年6月15日(木)	ロワジールホテル豊橋	開催日の約1月前	150企業
【No.4】平成29年8月3日(木)	ホテルアソシア豊橋	開催日の約1月前	120企業
【No.5】平成29年10月4日(水)	ホテルアソシア豊橋	開催日の約1月前	120企業

《各開催日ともに 午前10時～午後4時》

※若者就職サポート塾事業(35歳未満若者層の就業支援事業)が併催される場合があります。

- 参加料 各開催日毎に 20,000円 <定員になり次第締切>
- 企業登録 登録料は無料ですが、参加にあたっては、学生就職情報センター(豊橋商工会議所)への企業登録が必要です。ご案内等につきましては登録後の送付となります。

【お問い合わせ・お申し込み先】 田原市商工会：鈴木 ☎22-6666

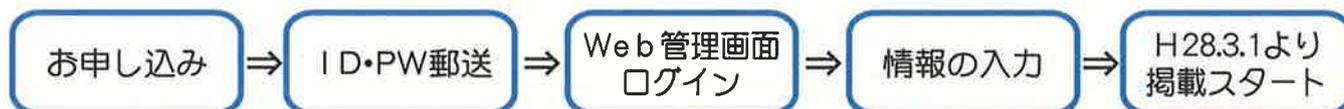
東三河学生就職NAV I 2018 掲載企業の募集

【豊橋・豊川・蒲郡商工会議所、新城市・田原市商工会の共同開催】

大学等新卒者の地元企業への就職と地域産業における人材確保の促進をはかるため、ウェブサイト「東三河学生就職NAV I」による採用情報の提供を行っています。

以下の要領で掲載企業を募集しますので、貴社の採用活動の一環として是非ご活用下さい。

- 特徴
 - ①就職情報サイトに掲載(スマートフォン対応)
 - ②各企業の採用情報・個別説明会情報を発信
 - ③東三河合同企業説明会との連動
- 対象学生 平成30年3月卒業見込みの大学生等(大学・短大・高専・各種専門学校)
- 公開期間 平成29年3月1日～平成30年2月末日
- 掲載料 35,000円(税込)※掲載には田原市商工会員であることが必要です。
- 申込期間 平成29年1月17日(火)が公開日当日より掲載可能となる目安となります。その後は公開期間中、随時受付いたします。
- 新機能 各企業ページから学生が直接エントリーできる機能や各企業ページへの訪問者数を確認できるアクセスカウンターの設置を予定。
- その他
 - ・掲載に関する詳細については、お申し込み後改めてご案内いたします。
 - ・掲載内容は「ダイヤモンド就活ナビ2018」へも併せて掲載いたします。



【お問い合わせ・お申し込み先】 田原市商工会：鈴木 ☎22-6666

小規模事業者持続化補助金の募集期限迫る！

小規模事業者が、商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓や販路開拓に伴う業務効率化(生産性向上)に取り組む費用の2/3を補助します。

- 小規模事業者とは従業員20人以下の商工業者
(小売業、卸売業、サービス業(宿泊・娯楽を除く)は5人以下)です。

募集期限：平成29年1月27日(金)まで

補助上限額：50万円

※従業員の賃金引上、雇用拡大、買物弱者対策、海外展開の場合は100万円

※複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業は事業者数×50万円(上限500万円)

補助率：2/3

【お問い合わせ先】 田原市商工会 ☎22-6666

小規模企業共済制度(事業主の退職金制度)のご案内

小規模企業共済

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が
商業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
おかげさまで、今年50周年を迎えました。

制度の特長

- 1 全国125万人が加入**
昭和40年に発足した実績ある制度で、現在は全国の経営者約125万人が加入しています。(127.3未発表)
- 2 掛金は全額所得控除**
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

経営者のための退職金制度です！

中小機構 TEL:050-5541-7171 (共済相談室) www.smrj.go.jp/skyosai

【お問い合わせ先】 田原市商工会 ☎(0531)22-6666

今後の行事予定

日程	行事名	時間	場所
1月27日(金)	小規模事業者持続化補助金の募集期限		田原市商工会館
2月3日(金)	商工会青年部研修会	17:30-19:20	田原市商工会館
2月6日(月)	金融相談日	13:00-16:00	田原市商工会館
2月16日(木)、2月17日(金)、 2月22日(水)、2月23日(木)、 2月28日(火)、3月1日(水)	決算・確定申告個別指導会	9:00-17:00	田原市商工会館
2月20日(月)	商工会理事会	15:00-16:30	田原市商工会館
3月22日(水)	商工会臨時総代会	15:30-	田原中部市民館
3月29日(水)	商工会女性部常任委員会	14:00-15:30	田原市商工会館
5月17日(水)	商工会通常総代会	15:30-	田原中部市民館

この広報誌は、再生紙を使用しています